

別表 1 (役員報酬支給基準及び上限額)

- ・ 役員報酬の上限額決定においては、人事院が公表する「民間企業における役員報酬(給与)調査」を参考にした。
- ・ 理事長に対する報酬の上限額及び月額報酬額は、同調査における「平成 28 年民間における主な役職の年間報酬額」より従業員数 500 人以上 1000 人未満の企業の「社長」の平均年間報酬 43,708 千円を参考に、これを 12 で割った額(月額)を上回らないものとして決定した。
- ・ 業務執行理事に対する報酬の上限額及び月額報酬額は、同調査における「平成 28 年民間における主な役職の年間報酬額」より従業員数 500 人以上 1000 人未満の企業の「副社長」の平均年間報酬 32,114 千円を参考に、これを 12 で割った額(月額)を上回らないものとして決定した。
- ・ 常勤理事である常務理事及び本部長に対する報酬の上限額及び月額報酬額は、理事としての業務内容及びその責任を考慮して決定した。
- ・ その他の常勤理事に対する報酬の上限額及び月額報酬額は、理事としての業務内容及びその責任を考慮して決定した。
- ・ 常勤理事以外の役員等に対する報酬の上限額及び月額報酬額は、業務内容及びその責任を考慮して決定した。

別表 2 (評議員の報酬)

(単位:円)

	日額
・ 評議員会への出席等、法人・施設業務のための出勤	33,411

別表 3 (常勤理事の報酬)

(単位:円)

		月額
理事長	専任	2,500,000
	兼任	2,176,000
業務執行理事	専任	1,600,000
	兼任	1,400,000
理事 (常務・本部長)	専任	600,000
	兼任	150,000
理事 (常務・本部長以外)	専任	400,000
	兼任	20,000

別表4 (非常勤役員の報酬)

(1) 理事

(単位：円)

	日額
・理事会等会議への出席等、法人・施設業務のための出勤	33,411

(2) 監事

(単位：円)

	日額
・理事会、評議員会等会議への出席等、法人・施設業務のための出勤	33,411
・監事監査等への出席	55,685